千葉市告示第331号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３の規定により告示します。

令和７年４月１１日

千葉市長　神　谷　俊　一

施術者氏名	施　術　所		廃止年月日
	名　称	所　在　地	
中園　知也	訪問リハビリマッサージ ことほぎ	千葉市若葉区桜木３－１３－２３	令和７年４月１日